

栃木県議会政務活動費調査会報告書

本調査会は、県議会各会派から議長に提出された平成27年度政務活動費の収支報告書等について、次のとおり調査を実施いたしました。

I 栃木県議会政務活動費調査会の活動状況

1 平成27年度第1四半期～第3四半期分調査

(1) 平成28年2月15日

本県における政務活動費制度の概要確認

本調査会の概要及び調査会の基本的な進め方の確認、質疑及び意見交換

(2) 平成28年3月16日

栃木県議会政務活動費調査会（3月23日開催分）の進め方の確認、質疑及び意見交換

調査予定案件の概要確認、質疑及び意見交換

(3) 平成28年3月23日

調査案件及び全般的事項について会派との質疑及び意見交換

2 平成27年度全体分調査

(1) 平成28年6月6日

栃木県議会政務活動費調査会（6月16日・17日開催分）の進め方の確認、質疑及び意見交換

調査予定案件の概要確認、質疑及び意見交換

(2) 平成28年6月16日

追加提出された調査予定案件の概要確認、質疑及び意見交換
調査案件及び全般的事項について会派との質疑及び意見交換

(3) 平成28年6月17日

調査案件及び全般的事項について会派との質疑及び意見交換

II 栃木県議会政務活動費調査会調査結果

- 1 各会派から提出された調査案件について、提出された領収書等の関係書類のチェックや各会派との意見交換を通じて内容の確認を行うと共に、各会派が持つ疑義等について、専門的見地はもとより、社会通念上の考えを斟酌して、以下のとおり指導・助言を行いました。

- 2 調査案件は、広聴広報費や事務所維持費の按分による支出の考え方、自家用車の燃料代相当額の範囲、職員雇用や事務所賃借の契約相手方を親族とする場合の取扱い、会議費の対象とする会合の考え方など、「栃木県政務活動費マニュアル」（以下、「マニュアル」という）に記載された内容の解釈に関する疑義を中心に、多岐にわたりましたが、調査案件に対する提出会派の見解は、概ね「栃木県政務活動費の交付に関する条例」（以下、「条例」という）及び「マニュアル」の主旨に適うものでありました。
- 3 また、会派との意見交換においては、「マニュアル」の見直しや広報紙編集上の作成例の追加などに関する意見も述べられましたので、「マニュアル」7（4）に基づき、「政務活動費経理責任者連絡会議」における協議の必要性の当否について検討するよう、助言いたしました。
- 4 なお、「条例」で定める「証拠書類の添付様式（別記様式第6号）」及び「政務活動費支払証明書（別記様式第7号）」の「使途の内容」欄について、調査した範囲では、「マニュアル」で定める政務活動と推認できる程度の記載は認められますが、一部には、金額、用務等の最低限の記載にとどまる事案も散見されたことから、政務活動費の使途の透明性の更なる向上に資するため、調査研究活動を抑制することとならないよう留意しつつ、更なる記載内容の充実を図ることが必要と思料されます。
- 5 本調査会としては、今後とも、県議会議員が県民の負託に応え、政務活動費が適切に有効活用されるよう、各会派との意見交換に努め、適切な指導・助言を行っていくことといたします。

栃木県議会議長 五月女 裕久彦 様

平成28年 7 月 25 日

栃木県議会政務活動費調査会委員 小 沼 洸一郎

栃木県議会政務活動費調査会委員 黒 本 敏 夫